

宿泊施設集積地における 観光まちづくり事業補助金公募説明会

令和8年6月12日（金） 14:00～15:00

※説明会中は、カメラ・音声オフでお願いします。

長野県観光スポーツ部
山岳高原観光課



次第

- 1 事業の目的
- 2 補助対象となる事業
- 3 補助率及び補助上限額
- 4 補助対象経費
- 5 事業スケジュール
- 6 申請手続
- 7 申請内容の審査
- 8 お問い合わせ
- 9 質疑応答

1 事業の目的

(1) 事業の目的

- 観光客の満足度向上に向け、県内周遊及び滞在の拠点となる宿泊施設が集積している地域の魅力向上及び上質化を図ることを目的とします。
※本事業は、「長野県宿泊税」を活用し実施します。

(2) 計画の期間

申請する年度を含め5か年度以内とします。

(3) 補助対象者

- ア 長野県内の市町村、広域連合及び一部事務組合
- イ 長野県内に事務所を要する観光地域づくり法人（DMO）
- ウ 長野県内に事務所を要する観光振興団体（観光協会、観光連盟等）

2 補助対象となる事業

- 宿泊施設が集積する観光地において、**旅行者の満足度向上に向けた取組**を定める、「宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき実施される事業
- 以下の事業は補助対象外とします。
 - ア 宗教的活動に関する事業
 - イ 政治的活動に関する事業
 - ウ 公序良俗に反する事業
 - エ 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
 - オ 従前から補助金申請者独自の財源で実施されている事業
 - カ その他知事が不相当と認める事業

3 補助率及び補助上限額

補助率	定額 (10/10)
補助上限額	【特定集積地域】 4億円 【集積地域】 2億円
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・補助上限額は、計画の期間（最大5か年度）の総額となります。・地域区分は希望するものを選択の上申請してください。・地域区分は、申請者の希望及び評価会議の審査を踏まえて決定します。・各地域区分の定義は下記のとおりとなります。・本補助金は、年度ごとに交付申請手続きを行う必要があります。各年度の交付額は、実施計画に定める各年度の交付希望額（補助対象経費）を上限とします。

<用語の定義>

集積地域 : 宿泊施設数等が集積し、来訪する宿泊者数が一定程度あるとともに、計画に定める地域の取組に効果や確実性等が期待でき、旅行者の満足度向上に向けた取組の必要性及び事業効果が認められる地域

特定集積地域 : 集積地域の中でも、来訪する宿泊者数等が**相対的に多い**とともに、計画に定める取組に**高い**効果や確実性等が期待でき、**広域的な県内周遊・滞在の拠点として**、旅行者の満足度向上に向けた取組の必要性及び事業効果が**特に**認められる地域

4 補助対象経費

○補助対象経費は以下の条件を満たす必要があります。

- ① 評価会議で承認をされた「実施計画」に基づき実施される取組に要する経費（想定項目及び補助対象経費の例は次ページ。）
- ② 採択候補地域として決定する通知があった日以降に発生し、事業完了日までに実施(支払を含む)した事業に要する経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

4 補助対象経費（想定項目及び補助対象経費の例）

<想定項目及び補助対象経費の例>

想定項目	事業内容・事業対象経費（例）
周遊・滞在環境向上	・主要な観光拠点（観光案内所・休憩スペース・特売所等）の改修 ・地域資源を活かした広場空間や歩道・街路の整備 ・泊食分離への転換のため、お酒を飲みながら地域との交流ができる複合施設の整備 等
観光客の利便性向上	・旅ナカでの情報提供を行うデジタルサイネージの設置 ・外国人観光客向けに看板等の多言語化 ・高齢者・障がい者にむけた街路等の段差解消 等
地域の収益性向上	・地域共通宿泊予約サイトの構築 ・データマネジメントシステムの導入 等
景観整備	・廃屋の撤去 ・古民家の再生・利活用 等
その他	・計画実現に向けた社会実験 ・事業推進に係る有識者招 ・事業推進に係る調査、設計 ・計画策定に係る委託料 等

- 事業目的を達成するための間接補助事業についても補助対象とします。その際は、交付要綱第13に規定する条件を附すようにしてください。
- 上記例示項目の他、本事業の目的である地域の魅力向上及び上質化にする事業に係る経費が補助対象となります。

4 補助対象経費（補助対象外経費）

○以下の経費は、全て対象外とします。なお、申請者の自己負担で対応し計画に組み込むことは妨げません

補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・ <u>本事業に直接関係のない経費</u>・ <u>必要な経理書類を用意できないもの</u>・ <u>補助対象事業者の経常的な経費（補助事業推進に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料、保険料等）</u>・ <u>交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの（事前着手の届出を行った場合を除く）</u>・ <u>国の補助金等の交付対象となっている事業に要した経費で、自己負担額でないもの</u>・ <u>広告・販売促進費用（動画、パンフレット制作、イベント開催等）</u>・ 過年度から継続して実施している事業に係る運用費・ 用地の取得及び補償に係る費用・ 景品等の購入費、クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費・ 消耗品、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用・ 各種手数料など・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金、特許等の取得、登録費・ 補助事業に付随しない設計費用、ホームページ作成・改修費用・ 補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用・ 対外的に無償で提供されているもの・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費又は県が本事業の趣旨・目的から不相当であると判断するもの
---------	--

5 申請の流れ

○交付決定までの流れは以下のとおり

(1) 地域公募 ※本公募

6月10日（水）から
7月21日（火）まで

- ・宿泊施設が集積している地域の魅力向上及び上質化に意欲のある地域を公募します。
- ・補助金活用希望者は、整備エリアを指定し「宿泊集積地における観光まちづくり推進事業基本構想（基本構想）」を策定の上事務局に提出してください。

(2) 1次審査

8月5日(水) 予定

- ・申請者から提出のあった「基本構想」について評価会議による審査を行います。（必要に応じプレゼンテーションによる審査を行う場合があります。）
- ・審査の上、一定水準の評価を得た地域について候補地域として採択を行います。
- ・候補地域は、評価会議に提出された「基本構想」に基づき「実施計画」の策定を行います。

(3) 2次審査

11月上旬ごろ

- ・候補地域から提出のあった「実施計画」について再度評価会議による審査を行います。
- ・審査状況によっては、候補地域に採択されていても不採択になる場合もありますのでご注意ください。
- ・2次審査の結果、採択された地域は「実施計画」に基づく事業について交付申請を行います。

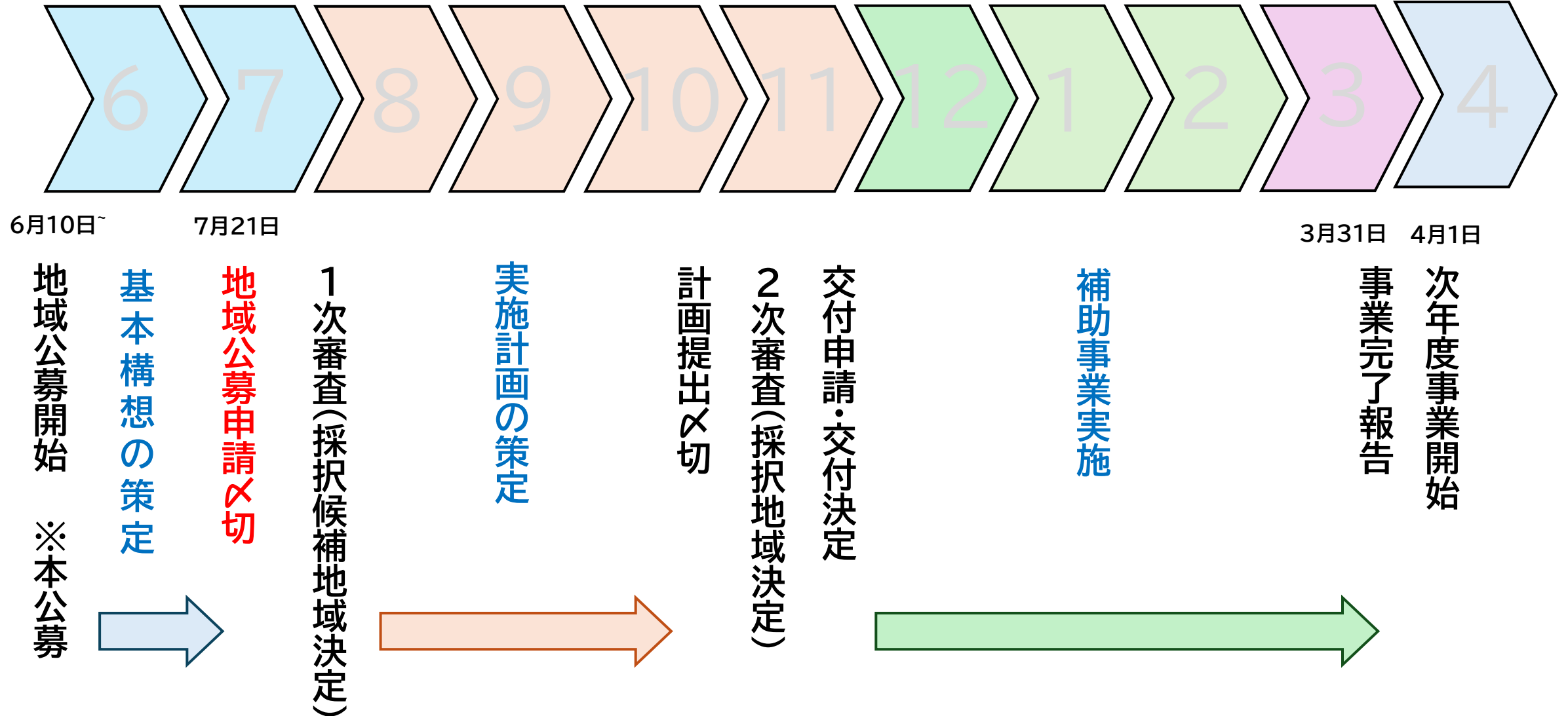
(4) 交付決定

11月下旬ごろ

- ・交付申請内容の事務局審査を経て交付決定を行います。

5 申請の流れ

◆ 想定事業スケジュール(令和8年度)



6 申請手続

(1) 受付期間

地域公募（1次審査）：令和8年度6月10日（水）から令和8年7月21日（火）まで（必着）
計画公募（2次審査）：1次審査終了後、候補地域あてに通知いたします。

(2) 申請書の提出方法

メール又は郵送により下記に提出してください。

※申請書類等の返却はできませんので、郵送の場合は控えを1部保管してください。

※必要に応じ追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

名称	住所（送付先）	連絡先
長野県観光スポーツ部 山岳高原観光課	〒380-8570 （住所記載不要）	TEL：026-235-7254 E-mail： mt-chiiki@pref.nagano.lg.jp 受付時間：平日9:00～16:30 閉庁日：土日祝日・年末年始

6 申請手続

(4) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。なお、申請にあたり提出書類がそろっていない場合は、原則、申請を受け付けられませんのでご注意ください。

○地域公募（1次審査）

- ア 宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業基本構想承認申請書（別記様式第1号）
- イ 宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業基本構想（別記様式第1-1号）
- ウ 事業対象エリア現況図（別記様式第1-2号）
- エ 基本構想を説明するための補足資料（様式自由）※任意提出

○計画公募（2次審査）

- ア 宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業実施計画承認申請書（別記様式第2号）
- イ 宿泊施設集積地における観光まちづくり推進事業実施計画書（別記様式第2-1号）
- ウ 計画エリア整備概要図（別記様式第2-2号）
- エ 事業実施スケジュール（別記様式第2-3号）
- オ 事業別整備概要図（別記様式第2-4号）※実施計画記載の事業ごとに作成すること
- カ 事業別経費内訳書（別記様式第2-5号）※実施計画記載の事業ごとに作成すること
- キ その他事業を説明するための補足資料（様式自由）※任意提出

6 申請手続

(5) 基本構想作成にあたって

②現状の分析

- 申請地域における観光客の動向として以下の情報を整理してください。

・**観光客の入込数** ・**延べ宿泊者数** ・**観光消費額** ・**客室稼働率**

※上記情報は、申請地域が所在する市町村のものを記載して下さい。

- 申請するエリアの現状及び、市町村においてどういう位置付けなのかを整理の上、現状を踏まえた観光まちづくりにおける地域課題の整理をお願いします。

③基本構想

- 現状分析を踏まえた、地域課題解決へ向けた方向性、及び目指すべき姿の記載をお願いします。
- 整理した方向性、目指すべき姿を考慮し以下の観点から、計画区域の機能設計及び整備方針を策定してください。

- 来往する主目的となる観光コンテンツの提供エリアの設定(例：スキー場、松本城、善光寺)
- 上記の体験を具現化し、来訪者の期待を醸成させる景観デザインの演出エリア
(コンテンツ提供エリアを望む展望地、提供エリアに向かう街道・街並みなど)
※ 街路整備、植栽、廃屋撤去を集中的に進めるエリア
- 滞在者同士の賑わいをつくる空間の形成(宿泊施設、飲食・買い物施設の集積エリア)
※ 夜間滞在環境の整備(ナイトタイムエコノミー)、ウォークアブルな空間形成
- 方向性を踏まえた、各エリアを接続する交通手段、ユニバーサル対応等の環境整備
※1 エリア外に位置する場合はエリアとの関係性を記載
※2 各エリアが重複する可能性もあり

など

- 概算事業費には、基本構想を実現するために実施する、本補助金を活用せず、国庫補助、宿泊税市町村交付金、自主財源で実施する事業も併せて記載してください。
- 事業の成果指標は、県宿泊税活用計画に基づき「**観光消費額**」・「**延べ宿泊者数**」・「**旅行者満足度**」を必須指標とし、計5つ以上の設定をお願いします。

6 申請手続

(5) 基本構想作成にあたって

④ 事業の実施体制

- 事業の実施体制は図で表示するようにお願いします。
- 事業を実施するにあたり、外部専門家を招請を予定している場合は外部専門家の情報についても記載願います。

(6) 実施計画作成にあたって

- 実施計画策定にあたっては、1次審査で採択された「基本構想」のブラッシュアップ及び具体化をお願いします。
- 特に以下の点について、ご配慮をお願いします。

① 推進体制

- 計画達成へ向けた、多様な主体と連携した官民協同の推進体制を記載し、事業における役割を整理してください。

② 整備計画

- 基本構想実現に向けた計画期間（最大5か年度）の取組(事業)を記載願います。
- 計画エリアでの整備箇所を図示するとともに、各事業ごとに事業実施後イメージを添付してください。
- 事業実施にあたっての想定スケジュールを作成をお願いします。また、補助事業終了後の本事業成果をどう活用していくか、施設等の維持が必要な場合にはその財源についても記載をお願いします。
- 本事業は、国又は政府機関が交付する補助金等との重複申請を認めています。経費計画の作成にあたっては、国庫補助金や県の宿泊税市町村交付金、市町村の自主財源で実施する事業も含め作成をお願いします。

(7) その他

- 採択候補地域の決定にあたり、申請者に対し、必要に応じ評価会議でのプレゼンテーションによる説明を求める場合があります。申請者は、求めに応じご対応いただくよう準備をお願いいたします。
- 応募件数が多数の場合には、プレゼンテーション者を選定するため、書類選考を行うことがあります。
- 評価会議は**8月5日(水)**を予定しております。

7 申請内容の審査

(1) 審査方法

- 本補助金の審査は、「**基本構想**」による**1次審査（候補地域の決定）**と、「**実施計画**」による**2次審査（採択地域の決定）**の**2段階**で実施します。
- 提出された資料について、県で要件審査を行ったうえ、評価会議に諮ります。要件審査は、原則、提出された資料により行いますので、書類の不備のないよう十分にご注意ください。
- 必要に応じ、評価会議にてプレゼンテーションによる審査を行う場合があります。1次審査に係る評価会議を8月5日（水）に開催予定です。

(2) 要件審査の観点

- 要件審査は、形式審査及び内容審査により実施します。
- 審査の観点は以下のとおりとなります。

I 形式審査

次の要件をすべて満たすものであること。
要件を満たさない場合は、その申請は不採択とし、その後の審査は行いません。

- ①必要な提出書類がすべて提出されていること。
- ②記載内容が適切であること。

7 申請内容の審査

(2) 要件審査の観点

II 内容審査

評価会議において以下の項目に基づき審査を行います。

① 集積度

- 宿泊施設集積地として、宿泊客の滞在先としてのポテンシャル（宿泊施設数、宿泊者数）を考慮したエリア設定となっているか。
- 複数区域からなるエリアの場合、観光客の輸送手段を考慮したエリア設定となっているか。

② 事業の効果

- 宿泊者の満足度向上に寄与する事業内容となっているか。
- 文化財や自然など独自の地域資源の活用が考慮された内容となっているか。
- 地域課題解決に向けた取組となっているか。

③ 広域性

- 宿泊滞在拠点として、広域での観光振興に寄与するものとなっているか。
- 申請エリアのみでなく、周辺エリアとの連携を見込んだものとなっているか。

7 申請内容の審査

(2) 要件審査の観点

II 内容審査

④事業の確実性

- 成果指標の達成が期待できるか、また指標の測定方法は適切か。
- 確実に事業を達成するための推進体制が整っているか。
- 補助事業終了後も、持続可能な取組となっているか。

⑤施策間連携

- 国や、県、市町村等との施策・補助事業等（観光以外も含む）を相互に関連付けているか。

⑥官民の協働性

- 申請者のみでなく、民間と共同した事業となっているか。
- 地域との合意形成を得ているまたは、仕組みの構築をしているか。

評価に際し、以下の項目の取組状況を考慮します。

- 申請又は、連携する観光関連団体が**登録DMO又は候補DMO**であること
- 日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)ロゴ承諾地域・団体**が所在する地域であること
- UDC信州主催「**信州まちづくりデザインスクール**」を修了又は**本年度受講予定**の職員が在籍していること

8 お問い合わせ

- 長野県 観光スポーツ部 山岳高原観光課 観光地域づくり係（担当：渡邊）
【TEL】 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 5 4
【受付時間】 平日9：00～16：30
【閉庁日】土日祝日・年末年始12/29～1/3
- 交付要綱、申請様式等は県ホームページをご確認ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/taizaikankyous.html>

9 質疑応答

- 質問については、通信環境の関係上お手数ですが、**チャットでの投稿**をお願いします。

宿泊施設集積地における 観光まちづくり事業補助金公募説明会

本日はご参加いただきありがとうございました。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ